

一時払退職後終身保険のお取扱いについて

健康告知

「ファミリー年金」脱退の日から1か月以内、かつ、脱退日直前の加入保険金額(死亡・高度障害保険金額)以下でお申し込みいただく場合、告知の必要はありません。**(ただし、ファミリー年金死亡給付金(3万円)の方は必ず告知が必要です)**

「ファミリー年金」脱退の日から1か月を超えた場合、または脱退日直前の加入保険金額(死亡・高度障害保険金額)を超えてお申し込みいただく場合、申込書裏面の告知書に必要事項をご記入ください。

※ご退職時の加入保険金額を超える部分(保険金額の増額部分)のお申し込みについては1,000万円が限度となります。

※なお、告知の内容によっては減額をお願いすることがあります。

保険期間

責任開始日より終身。

責任開始日

保険料の払込みのあった翌月1日。

保険料の払込方法

ご加入時に一括して払込みいただけます。

申込方法

所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。

保険金額

加入年齢、性別、保険料により異なります。なお、保険金額の範囲は50万円以上で、「ファミリー年金」の既加入保険金額に1,000万円を加えた額までとし、3,000万円を上限とします。

死亡・高度障害保険金のお支払いについて

- ・死亡保険金は終身保険期間中に死亡された場合にお支払いします。
- ・責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病によって終身保険期間中に所定の高度障害状態になられた場合、死亡保険金と同額の高度障害保険金をお支払いします。

※引受生命保険会社の職員または引受生命保険会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

高度障害状態とは、身体障害の程度が責任開始時以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。

高度障害状態とは
①両眼の視力を全く永久に失ったもの
②言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの
③中枢神経系・精神または胸部腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
④両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
⑤両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
⑥1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
⑦1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれかが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

保険金をお支払いできない場合(解除・免責等)

次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となったとき
- 保険契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約または特約が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約または特約を取消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取消しとなる場合があります。)

- 保険契約者または被保険者に保険金の不法取得目的があつて、ご契約または特約が無効となったとき

- 保険契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約または特約が解除となった場合

<死亡保険金について>

- 責任開始の日からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺による場合(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。)

- 保険契約者の故意によるとき
- 死亡保険金受取人の故意によるとき
- 戦争その他の変乱による場合(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

<高度障害保険金について>

- 保険契約者の故意によるとき
- 被保険者の故意によるとき
- 戦争その他の変乱による場合(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

保険証券

ご加入後、保険証券は明治安田生命から直接契約者宛郵送致します。

定期的通知

毎年1回各加入者宛、積立配当金等の状況を明治安田生命から書面にて通知します。

保険金の請求等

この保険は加入時から個人保険の取扱いとなります。加入後の保険金等の請求は明治安田生命にお申し出下さい。

その他

保険金などの受取人によるご契約の存続について

- ・債権者などによるご契約の解約は、解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- ・債権者などが解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす保険金などの受取人がご契約を存続させることができます。

- ①ご契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- ②ご契約者でないこと

- ・保険金などの受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。

- ①ご契約者の同意を得ること
- ②解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者などに支払うべき金額を債権者などに対して支払うこと
- ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること

ご契約者は死亡保険金のお支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人から当社へご通知ください。

死亡保険金受取人を変更する際は、当社へご通知ください(変更内容はその通知が当社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が当社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

一時払退職後終身保険における保険金の代理請求について

代理請求特約の付加により、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が請求できない特別な事情^(注)がある場合に、代理請求人がその事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。

(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

<代理請求できる保険金>

- 被保険者が受取人となる高度障害保険金

<代理請求人について>

代理請求人は、保険金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかを満たす死亡保険金受取人となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
2. 被保険者の直系血族
3. 被保険者の兄弟姉妹
4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、当会社の定める書類により、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限ります。

ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方
イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方
* 保険金のご請求時に代理請求人が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は代理請求人としての取扱いを受けることができません。また、代理請求人の親権者・後見人からの代理請求もできません。
* 保険金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金をご請求できない特別な事情を招いた者は代理請求人としての取扱いを受けることはできません。

<特約の付加について>

- ・死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約を付加することはできません。

<ご請求・お支払いについて>

- ・お支払いした保険金は、代理請求人にではなく、被保険者本人に帰属します。
- ・保険金を代理請求人にお支払いした場合には、その後重複して保険金をご請求いただいてもお支払いできません。
- ・ご契約内容について代理請求人からお問い合わせがあった場合、引受生命保険会社はご契約者(被保険者)にお問い合わせがあったことをお知らせせず、代理請求人の権限の範囲で、回答することがあります。
- ・代理請求人に保険金をお支払いした後、ご契約者(被保険者)からお問い合わせがあった場合、引受生命保険会社はその保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者(被保険者)にお支払いの事実などを知られることがあります。

※代理請求人の取扱いなど代理請求特約の詳細は「ご契約のしおり 定款・約款」に記載されています。必ずご確認ください。
※代理請求人となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の代理請求人であること」を必ずお知らせください。

- ◎お申込みの手続きは団体宛お申出ください。
- ◎ご加入の際は、必ず「契約概要」「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」を事前にご一読ください。
- ◎ご契約の際には「ご契約のしおり 定款・約款」を事前にお受取りのうえ、必ずご一読ください。
- ◎引受生命保険会社は相互会社であり、ご契約者が「社員」として会社の運営に参加するしくみとなっています。引受生命保険会社の意思決定機関としては「総代会」が設置されており、総代は社員の中から選出されます。社員の権利には、保険業法や定款の定めに基づき、総代会に関連して、総代選出にあたっての不同意投票権などのほか、一定数以上の社員による臨時総代会の招集請求権や総代会の議案提案権などがあります。
- ◎この制度は団体と引受生命保険会社が締結した一時払退職後終身保険事務取扱協定に基づき運営します。

「生命保険契約者保護機構」について
引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下、「保護機構」といいます。)に加入しております。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「 http://www.seihohogo.jp/ 」をご覧ください。

【引受保険会社】 明治安田生命保険相互会社 公法人第一部法人営業第三部

〒107-0052 東京都港区赤坂2-14-27 TEL 03-3560-5843

契約概要【生命保険】

注意喚起情報【生命保険】

特に重要なお知らせ【注意喚起情報】

この「特に重要なお知らせ【注意喚起情報】」では、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を記載しておりますので、ご加入前に必ずお読みください。各事項の詳細につきましては「パンフレット」の該当箇所を必ずご参照ください。

告知書（「告知書扱」の場合）は、必ず契約者ご自身（被保険者欄は被保険者ご自身）が記入してください。

ご契約成立後、保険証券をお送りしますので、お申込みの内容と違ってないかどうか、もう一度よくお確かめください。

〔対象となる保険商品〕
◇一時払退職後終身保険

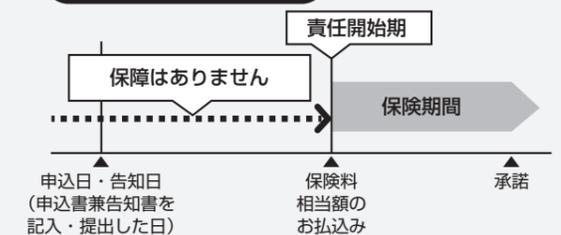
- 1 お申込み撤回（クーリング・オフ制度）**
ご契約の申込日、または保険料に相当する金額^{（注）}をお払い込みいただいた日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合には、お払い込みいただいた金額をお返しいたします。
- お申込みの撤回ができない場合がありますので、詳しくは「ご契約のしおり（定款・）約款」にてご確認ください。
- （注）一時払退職後終身保険では保険料相当額、その他の保険商品では第1回保険料相当額を指します。

- 2 「告知書扱」^{（注）}の場合）告知に関する重要事項（告知義務）**
（注）引受生命保険会社所定の条件・要件を満たす場合、書面による告知および医師による診査を省略してご加入いただくことができます（この場合には、「告知書扱」とはなりません）。
- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といえます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせください。

- 告知をされる場合は、指定された書面にご記入のうえご提出ください。口頭でお話しされただけでは、告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
- 健康状態などによっては、他のご契約者との公平性を保つために、ご契約をお断りする場合があります。傷病歴等がある方を全てお断りするものではありませんので、ありのままを正確に告知ください。
- ご契約者や被保険者が告知事項について、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日から2年以内であれば、告知義務違反としてご契約または特約を解除することがあります（責任開始の日から2年を経過していても、保険金等の支払事由などが2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります）。この場合、保険金等をお支払いしません。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しできない場合があります（返戻金があるときは、その金額をご契約者にお支払いいたします）。
- 告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約を取消しとさせていただきます（2年経過後にも取消しとすることができます）。この場合、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

- 3 責任開始期**
●お申し込みいただいたご契約を引受生命保険会社が承諾した場合には、告知（「告知書扱」の場合）と保険料に相当する金額^{（注）}のお払込みがともに完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。

新規加入の例



ただし、団体定期保険等の保険契約を脱退し、その保険契約の脱退時点の保険金額の範囲内で、書面による告知および医師による診査を省略してご契約される場合には、保険料に相当する金額^{（注）}のお払込完了後、脱退日の翌日からご契約上の保障が開始されます。

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入にあたっては「ご契約のしおり（定款・）約款」「契約概要」「注意喚起情報」の内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申し込みください。

【契約概要】

この「契約概要」では、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しておりますので、ご加入前に必ずお読みください。各事項の詳細につきましてはパンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

〔対象となる保険商品〕
◇一時払退職後終身保険

- 1 商品の仕組み**
この保険は、企業・団体をご退職され、所定の条件を満たされる方のために、退職者ご本人等を契約者および被保険者とする保険商品です。主な保障内容・保険期間等は商品により異なりますので、パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。
 - 2 主な保障内容・保険料等**
 - 主な保障内容および保険期間
保障内容（保険金額・給付金額、付加された特約）および保険期間は、企業・団体ごとの制度内容により異なります。
 - 保険料
ご加入時の年齢・性別等に基づき計算いたします。また、払込方法等も企業・団体ごとの制度内容により異なります。
- ※詳細はパンフレットの該当箇所をご参照ください。

一時払退職後終身保険 P. 23へ

- 3 配当金**
【一時払退職後終身保険】
配当金は毎年の決算による剰余金が生じた場合、ご契約者に公平に分配し、ご契約後2年目からお支払いします。ただし、配当金は変動（増減）し、決算実績・運用実績によっては0となることもあります。配当金は引受生命保険会社所定の利率（この利率は、金利水準等の状況変化により変動することがあります）で積み立てておき、保険金をお支払いするとき、解約のとき、またはご契約者からの請求があったときにお支払いします。
- ※適用される引受生命保険会社の利率についてはホームページ（<http://www.meijiyasuda.co.jp/>）でご確認ください。

- 4 引受生命保険会社**
明治安田生命保険相互会社
本社：〒100-0005
東京都千代田区丸の内2-1-1

(注)一時払退職後終身保険では保険料相当額、その他の保険商品では第1回保険料相当額を指します。

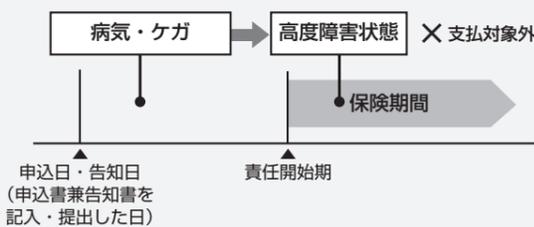
●生命保険募集人は、お客さまと引受生命保険会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して引受生命保険会社が承諾したときに有効に成立します。

4 保険金・給付金をお支払いできない主な場合

●責任開始期前の疾病や傷害を原因とするときは、原則として保険金・給付金をお支払いできません。

・「告知書扱」で加入された場合、責任開始期前の疾病や傷害を原因とする場合には、高度障害保険金や入院給付金等のお支払いはできません。ただし、ご契約の際の告知などにより引受生命保険会社はその原因の発生を知っていた場合などには、お支払いすることがあります。

高度障害保険金の例



・「個人保険への加入」または「他の保険契約からのお申込みの際の特別取扱い」の規定により加入された場合、加入前後のご契約の保険種類や給付種類等によりお取扱いが異なります。詳細は、「ご契約のしおり(定款・)約款」にてご確認ください。

・責任開始期前の疾病や傷害を原因とする場合であっても、責任開始日から2年経過した場合など、普通保険約款・特約(条項)に特に規定があるときは、入院給付金等をお支払いすることがあります。

●次のような場合には、保険金・給付金をお支払いできません。

・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となったとき(「告知書扱」の場合)

・保険契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重

大事由に該当し、ご契約または特約が解除となった場合

・保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき

・保険契約者、被保険者または受取人による詐欺の行為を原因として、ご契約または特約が取消しとなったとき

・保険契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約または特約が無効となったとき

・保険金・給付金の免責事由に該当したとき(例：責任開始の日から3年以内(一時払退職後終身保険については1年以内)における被保険者の自殺による死亡、受取人等の故意または重大な過失による支払事由該当など)

5 他の保険契約からのお申込みの際の特別取扱い

●「個人保険への加入」または「他の保険契約からのお申込みの際の特別取扱い」の規定により加入された場合、加入前後のご契約の保険種類等により、保険金・給付金のお支払い、保険料の払込免除、告知義務および告知義務違反による解除のお取扱いが異なります。詳細は、「パンフレット」および「ご契約のしおり(定款・)約款」にて必ずご確認ください。

6 保険料のお払込み

●保険料は、あらかじめ定めた払込方法で払込期月(保険料をお払い込みいただく月)内にお払い込みください。

※一時払退職後終身保険またはご契約時にまとめてお払い込み(全期前納)いただくご契約以外の場合

●払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、保険料払込猶予期間を設けています。

●保険料払込猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は失効(ご契約の効力がなくなり、保障がなくなる)します。

●いったん失効したご契約でも、失効後3年以内(無配当医療保険については6ヵ月以内)であれば、ご契約の復活を申込むことができます。この場合、改めて告知をいただくとともに、失効している期間の保険料(およびその利息)のお払込みが必要となります(健康状態などによっては、復活できない場合があります)。

●ご契約の復活を引受生命保険会社が承諾した場合には、告知と延滞保険料のお払込みがともに完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。

7 解約と返戻金

●お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって解約されますと、返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。

●返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・経過年数などによって異なりますが、特に、ご契約後短期間で解約されたときの返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

●解約時の返戻金については「ご契約のしおり(定款・)約款」をご参照ください。

8 保険金額等が削減される場合

●保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

●引受生命保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。

(ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>)

9 ご照会・ご相談窓口

制度内容【保障内容・保険料・配当金・各種手続き】等に関するご照会先

引受生命保険会社

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社
団体保険ご照会窓口 0120-661-320
受付時間：平日9:00～17:00
(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)

●この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

●一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページ <http://www.seiho.or.jp/>)

●なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

10 保険金・給付金等のご請求

●退職後の保険金・給付金等のご請求は、引受生命保険会社と直接お手続きいただけます。保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに「ご契約のしおり(定款・)約款」記載の相談コーナーにご連絡ください。

※保険金・給付金は、3年間ご請求が無いと、そのお支払いができなくなりますのでご注意ください。

※ご請求があった場合で引受生命保険会社が必要と認めるときには、医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

●保険金・給付金等のお支払事由、ご請求手続き、保険金・給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり(定款・)約款」等に記載しておりますので、ご確認ください。

●ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等のお支払事由に該当することがありますので、詳細については、引受生命保険会社にご照会ください。

●被保険者が受取人となる保険金・給付金等について、被保険者がご請求できない特別な事情がある場合、代理請求特約などにより、死亡保険金受取人やあらかじめ指定した指定代理請求者が請求できることがあります。この場合、ご契約者より死亡保険金受取人や指定代理請求者に対し、「ご契約の内容」および「代理請求できること」を必ずお知らせください(代理請求の対象となる保険金・給付金の範囲、代理請求できる方などの詳細については「ご契約のしおり(定款・)約款」等でご確認ください)。

- 引受生命保険会社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ず「ご契約のしおり(定款・)約款」記載の相談コーナーにご連絡ください。

11 保険金・給付金等の確認

引受生命保険会社の職員または引受生命保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容について確認させていただく場合があります。

12 個人情報の取扱い

【個人情報の利用目的】

- お客さまとのお取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、ご契約のお申込みに際して、お客さま情報を取得させていただきます。なお、引受生命保険会社は取得させていただきましたお客さま情報を、必要に応じ、以下の目的で利用させていただきます。

- ・各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ・引受生命保険会社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ・その他保険に関連・付随する業務

【個人情報の留意事項】

- 個人情報の取扱いについて、特にご留意いただきたい事項は以下のとおりです。
〈お客さまの身体・健康状態に関する情報について〉
 - ・お客さまの身体・健康状態に関する情報は、特に保護を必要とする情報として厳重に管理いたします。
 - ・また、取得させていただきました情報は、保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、および医事研究・統計の目的に限定して利用させていただきます。
 - ・なお、保健医療等の機微(センシティブ)情報につきましては、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保、その他必要と認められる目的に利用目的が限定されております。

〈再保険にかかる取扱いについて〉

- ・お申し込みいただきました保険契約について、再保険を行うことがあり、必要なお客さま情報を再保険会社に提供させていただく場合がございます。

- ・再保険会社に提供させていただくお客さま情報は、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険証券番号のほか、ご契約者・被保険者のお名前・性別・生年月日、保険金額等のご契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報などです。

- ・再保険会社においては、提供させていただくお客さま情報は、当該保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いに利用させていただきます。

〈保険料口座振替にかかる取扱いについて〉

- ・お客さま(口座名義人様)に関する個人情報は、生命保険料口座振替申込欄に記載の金融機関および明治安田生命保険相互会社間で保険料収納等、保険契約のご継続・維持管理のために利用させていただきます。

- 引受生命保険会社におけるお客さまに関する情報の取扱いについては、ホームページ(<http://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご覧ください。

13 契約内容登録制度・契約内容照会制度

- 引受生命保険会社は、一般社団法人生命保険協会(以下「協会」といいます。)、協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(総称して以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます。)のお引受けの判断または保険金もしくは給付金等(以下「保険金等」といいます。)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する所定の情報(被保険者名、死亡保険金額、入院給付金日額等)を協会に登録しております。

- 協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において前述の目的のため利用されることがあります。

※一時払退職後終身保険には、「契約内容登録制度・契約内容照会制度」はありません。